

議案第73号

日野町税条例の一部改正について

日野町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月6日提出

日野町長 塔 田 淳 一

税条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方税法第314条の7第1項第4号において、特定非営利活動法人の活動事業に係る寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として町条例で定めるものについて寄付金控除の対象とする規定があり、県条例により認定された特定非営利活動法人について寄附金控除対象に適用することとしている。

今回、申出のあった個人町民税の控除対象の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加えるもの。

2 改正内容

個人町民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、平成30年8月1日から平成35年7月31日までの間に特定非営利活動法人十人十色に対してなされた寄附金を加える。

3 附則

(施行月日)

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

平成30年8月1日以降に支出する日野町税条例第34条の7第4項に規定する寄附金について適用する。

日野町税条例の一部を改正する条例

日野町税条例(昭和45年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2及び3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第24条の4第3項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。			(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2及び3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第24条の4第3項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
略			略		
特定非営利活動法人 ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで	特定非営利活動法人 ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から平成35年7月31日まで			

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の日野町税条例第34条の7第4項の規定は、所得割の納税義務者が平成30年8月1日以降に支出する同項に規定する寄附金について適用する。